

静岡県告示第143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

42.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分		配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等		27.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（4月から7月まで）	6.1トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（8月から11月まで）	0.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）		21.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業		<u>11.8トン</u>
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（4月から7月まで）	3.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（8月から11月まで）	0.6トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）		<u>7.5トン</u>

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。